

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

相続税の実勢価額による申告

Q：昨年10月に父が死亡し、息子の私は土地を取得しました。相続税の申告はもう終わっていますが、更正の請求をしたら税金が戻ってくる場合があると聞きました。本当でしょうか。

A：更正の請求をして、税金が戻ってくる場合があります。

平成4年に路線価を公示価額の8割水準に引き上げてから、路線価と地価の下落による時価とが逆転する現象が生じています。

この場合、一旦路線価によって相続税の申告をしておき、次の年の路線価が公表されてから相続時の下落分を算定して、更正の請求をする方法があります。

例えば平成6年の路線価が100、平成7年の路線価が70の場合、1か月の下落率は $(100 - 70) \div 12$ か月 = 2.5% となります。6年10月の相続ですから、6年1月1日から10月までは、25%の下落となります。6年1月1日の実勢価額は、 $100 \div 0.8 = 125$ ですから、相続時の実勢価額は $125 \times 75\% = 93.75$ です。既に相続税の申告は6年1月1日の路線価の100で計算したわけですから、相続時の実勢価額93.75との差額6.25について更正の請求をすれば納付した相続税の一部が戻ってくることになります。

更正の請求は、申告書の提出期限から1年以内に限られていますので、ご注意下さい。

